

業務委託仕様書

「奄美・沖縄経済交流事業（事業創出に向けた企業間交流事業）」

1 業務名

奄美・沖縄経済交流事業（事業創出に向けた企業間交流事業）業務委託

2 履行期間

契約締結日～令和9年2月26日（金）

3 目的

新事業の創出や事業成長の促進にあたっては、課題や目標を共有する仲間や、様々な助言・協力を行うサポーター等のネットワークづくりが非常に重要であるが、特に、奄美群島においては、地理的等の要因によりそのような機会は限られていることから、事業者のネットワークづくりを支援する必要がある。

新たな事業の創出に向けた取組意欲の高い奄美群島の事業者と、歴史的つながりの深い沖縄にある多様な業種の事業者等が交流を深めるイベント等を行うことにより、新事業創出等に取り組む事業者のネットワークを構築し、奄美群島における新事業創出と事業成長を促進する。

また、県内外の企業等の交流の場を創出し、参加者同士のつながりを構築することで、更なる販路拡大やマッチングを支援する。

4 業務委託の内容

(1) ビジネスセミナー・取組事例の視察の企画・開催

奄美と沖縄の事業者の交流による優良なネットワークづくりに繋がる内容とすること。

参加者の新事業への取組意欲の向上につながる内容とすること。

開催は、奄美大島にて1回開催すること。

ア ビジネスセミナー

（セミナーの構成例）

- ・ 最新のビジネス動向や新事業創出の手法等に関する講演
- ・ 新事業創出に取り組む奄美・沖縄等の事業者によるプレゼンテーション
- ・ 企業経営者や支援機関、金融機関等の関係者からの助言、情報提供、協力提案
- ・ ネットワーキング（交流会）の実施

イ 新事業創出への取組事例の視察

（視察構成例）

- ・ 新事業創出に取り組む奄美の事業者の現地視察
- ・ 奄美の新産業創出や沖縄との連携に資する施設等の視察

(2) 参加者の募集・周知

ア 奄美・沖縄の参加者の掘り起こし

イ 募集案内のチラシ等の作成

ウ 関係団体へのチラシ等の送付による案内等

(3) 開催・運営

ア 会場・視察の移動手段

奄美大島にて開催し、セミナーの会場及び視察における移動手段は受託者が確保する。

イ スタッフ等

運営スタッフを確保し、運営に必要な備品等は、受託者が準備する。

ウ 効果検証の実施

参加者に対してアンケート等を実施して、事業効果を検証する。

エ 報告書の作成

実施結果（配付資料、参加者名簿、開催風景の写真等）、アンケート結果、効果検証等について取りまとめた報告書を作成する。

(4) 連携状況の確認

ビジネスセミナーで構築されたネットワークによる新たな事業や連携状況を確認し、随時県に報告する。（報告の方法や頻度については、県と協議の上、決定する。）

5 その他

- (1) 目的を達成できない場合には、事業費の全部又は一部の返還を求める場合がある。
- (2) 受託者は、委託業務の実施に当たって、不明瞭な点や改善の必要があると認められる場合は、鹿児島県と協議の上、業務を遂行すること。
- (3) 委託業務の実施に当たっては、国や地方自治体等の他の助成金、補助金、委託費等を使用しないこと。
- (4) 本事業に係る取組については、適宜県と情報共有を行い、現地活動については、事前に県職員と調整を行うこと。

6 著作権等

- (1) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (2) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切を行うものとする。

7 機密保持等

- (1) 本事業を実施するに当たって、業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本事業以外の用途に使用しないこと。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。この項目について受託者は、履行期限の終了後においても同様とする。
- (3) 県は、本業務により作成された成果物を本事業の実施、広報、成果報告及びこれに関連する施策への活用のために利用する。

8 個人情報保護

業務を実施する中で入手した個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等の法令順守に加え、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。なお、関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報の流失防止に万全を期すこと。